

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和8年2月13日

支出負担行為担当官

札幌開発建設部長 平山 大輔

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

札幌開発建設部管内 道路防災気象情報提供

本業務は、札幌開発建設部が直轄管理する国道、高規格道路を安全かつ効率的に維持管理するため、札幌開発建設部管内の道路管理者等を対象に、札幌開発建設部管内全域及び隣接する地域に関する災害予測等も含めた気象状況を24時間リアルタイムに提供するものである。

(2) 業務内容

1 道路防災気象情報の提供

(1) 情報提供システム運用

(2) 道路防災気象情報の作成・提供

(3) インターネットWebによる道路防災気象情報の提供

2 緊急道路防災気象情報の通知

(1) 緊急道路防災気象情報の通知

3 地震・噴火時防災体制支援情報の通知

(1) 地震・噴火時防災体制支援情報の通知

(2) 防災訓練対応

(3) 履行期限 令和9年3月31日

(4) 電子調達システム（G E P S）の利用

本件は、企画提案書の提出、特定通知等の手続き等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難い場合は、紙方式参加願（別記様式1）を提出するものとする。

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格を有する者であること（ただし、地方自治体を除く。）。

また、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受けていること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

また、更生手続開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者は、次に掲げる書類を提出していること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写し）

イ 決定等に伴い、定款、役員等に変更があった場合は、競争参加資格審査申請書変更届

- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (5) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

- (6) 電子調達システムから説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は支出負担行為担当官から説明書等の交付を受けた者であること。

- (7) 企画提案書を提出する者（以下「提案者」という。）に対する要件は以下のとおりとする。

① 技術力に関する要件

気象業務法（昭和 27 年法律 165 条）第 17 条の予測業務許可事業者（気象・波浪）であり、札幌開発建設部管内区域（石狩・空知地方）の予測許可を有すること。

② 同種・類似業務の実績

提案者は、平成 27 年度以降に完了した業務・役務において、下記〔1〕または〔2〕の実績を 1 件以上、有すること。

〔1〕同種業務：道路管理に関わる気象予測業務

〔2〕類似業務：気象予測業務

③ 設備及びシステムに関する要件

令和 8 年 4 月 1 日より、道路防災気象情報提供のために必要な情報の収集及び提供を行うためのシステムを北海道内に構築していること。

- (8) 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

なお、配置予定の管理技術者及び業務担当者は、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係（企画提案書の提出日において 3 ヶ月以上、直接雇用していることをいう）にあり、北海道内において、業務に従事していること。

① 配置予定技術者の資格

管理技術者：気象予報士

業務担当者：気象予報士の資格を有する者を 4 名以上配置すること。

② 管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

管理技術者は、平成 27 年度以降に完了した業務・役務において、下記〔1〕

又は〔2〕の実績を1件以上、有すること。

〔1〕同種業務の実績：道路管理に関わる気象予測業務

〔2〕類似業務の実績：気象予測業務

なお、業務担当者の業務実績は求めない。

3 手続等

(1) 担当部局

〒060-8506 北海道札幌市中央区北2条西19丁目

北海道開発局札幌開発建設部契約企画課上席契約専門官（調達スタッフ）

電話：011-611-0269（内線3283） 電子メール：hkd-sp-choutatsu@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間

令和8年2月13日から令和8年2月25日まで

イ 交付方法

電子調達システムにより交付する。ダウンロード方法は、北海道開発局ホームページを参照すること。

（説明書等に対する質問があった場合の回答についても同様にダウンロード機能により交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れること。）

また、電子調達システム未導入であっても、インターネット環境があれば交付を受けることが可能である。ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は上記(1)に問い合わせること。

(3) 電子調達システムのURL

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

※システムの都合上「企画競争」については、電子調達システムの「公募型プロポーザル機能」において掲載している。

(4) 企画提案書の提出期限及び方法

ア 提出期限

令和8年2月25日12時00分

イ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合及び紙方式参加願（別記様式1）を提出した場合においては、原則として上記(1)に記載のアドレスあてに電子メールにより提出すること。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者側の負担とする。

- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。